

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金
- ・精神保健対策費補助金
- ・精神障害者措置入院費等負担金
- ・心神喪失等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金
- ・心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金
- ・心身喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
- ・疾病予防対策事業費等補助金
- ・保健事業費等負担金
- ・感染症予防事業費等負担金
- ・原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金
- ・原爆被爆者介護手当等負担金
- ・水道施設整備費補助
- ・水道水源開発施設整備費補助
- ・財政調整交付金
- ・老人医療費適正化推進費補助金
- ・後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金
- ・医療施設運営費等補助金
- ・中毒情報基盤整備事業費補助金
- ・医療提供体制推進事業費補助金
- ・医療提供体制施設整備交付金
- ・衛生関係指導者養成等委託費
- ・地域診療情報連携推進費補助金
- ・臨床研修費等補助金
- ・医療関係者養成確保対策費等補助金
- ・生活衛生営業指導費指導費補助金
- ・医療関係者研修費等補助金
- ・高年齢者就業機会確保事業費等補助金
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金
- （※ 17年度から児童福祉関係は次世代育成支援対策施設整備交付金へ、高齢者施策関係は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金へと交付金化）
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金
- ・医療施設等施設整備費補助金
- ・医療施設等設備整備費補助金
- ・厚生労働科学研究費補助金
- ・災害救助費等負担金
- ・職業転換訓練費交付金
- 厚生労働省所管年金特別会計児童手当勘定補助金
 - ・児童育成事業費補助金
- 厚生労働省所管労働保険特別会計補助金等
 - ・職業能力開発校設備整備費等補助金
 - ・離職者等職業訓練費交付金
 - ・技能向上対策費補助金
- 【以上措置済み（平成20年4月17日付け厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準・年金特別会計児童手当勘定補助金に係る承認基準の特例・厚生労働省所管労働保険特別会計補助金等に係る財産処分について）】

[農林水産省]

- 農林水産省所管補助金等
 - ・農山漁村活性化対策整備交付金
 - ・農山漁村活性化対策推進交付金
 - ・食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
 - ・食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金

- ・植物防疫事業交付金
- ・農業経営支援対策整備費補助金
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金
- ・農業・食品産業強化対策推進交付金
- ・国産農畜産物競争力強化対策整備交付金
- ・家畜伝染病予防費負担金
- ・牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金
- ・牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策整備交付金
- ・農業委員会費補助金
- ・協同農業普及事業交付金
- ・バイオマス利用対策推進交付金
- ・バイオマス利用対策整備交付金
- ・農地・水・環境保全向上対策交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
- ・かんがい排水事業費補助
- ・経営体育成基盤整備事業費補助
- ・諸土地改良事業費補助
- ・畑地帯総合農地整備事業費補助
- ・農道整備事業費補助
- ・農業集落排水事業費補助
- ・農村総合整備事業費補助
- ・農村振興整備事業費補助
- ・中山間総合整備事業費補助
- ・農地防災事業費補助
- ・農地保全事業費補助
- ・農村環境保全対策事業費補助
- ・土地改良施設管理費補助
- ・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助
- ・農業用施設災害復旧事業費補助
- ・農地災害復旧事業費補助
- ・海岸保全施設等災害復旧事業費補助
- ・農業用施設等災害関連事業費補助
- ・試験研究調査委託費
- ・農林水産試験研究費地方公共団体補助金
- ・森林資源地方公共団体管理費補助金
- ・保安林整備事業費等補助金
- ・森林病虫害等防除事業費補助金
- ・林業・木材産業改善資金造成費補助金
- ・林業就業促進資金造成費補助金
- ・森林整備・林業等振興施設整備交付金
- ・森林整備・林業等振興推進交付金
- ・林業普及指導事業交付金
- ・森林整備地域活動支援交付金
- ・水産業改良普及事業交付金
- ・水産業強化対策施設整備交付金
- ・水産業強化対策推進交付金
- ・離島漁業再生支援交付金
- ・都道府県事務取扱交付金
- ・特殊病虫害特別防除費補助金
- ・農業生産基盤整備・保全事業費補助
- ・農村整備事業費補助
- ・地域再生基盤強化交付金

- ・ 障害防止対策事業費補助金
- ・ 海岸保全施設整備事業費補助
- ・ 津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助
- ・ 海岸環境整備事業費補助
- ・ 治山事業費補助
- ・ 地すべり防止事業費補助
- ・ 森林環境保全整備事業費補助
- ・ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助
- ・ 森林居住環境整備事業費補助
- ・ 治山施設災害復旧事業費補助
- ・ 林道施設災害復旧事業費補助
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金
- ・ 水産基盤整備調査費補助
- ・ 水産物供給基盤整備事業費補助
- ・ 水産資源環境整備事業費補助
- ・ 漁村総合整備事業費補助
- ・ 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費補助
- ・ 漁港施設災害復旧事業費補助
- ・ 海岸事業費補助
- ・ 水産基盤整備事業費補助

【以上措置済み（平成20年5月23日付け補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準）】

[経済産業省]

- ・ 地方皮革産業振興対策事業費補助金
- ・ 工業用水道事業費補助
- ・ 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
- ・ 石油資源探掘対策事業費等補助金
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- ・ 電源立地等推進対策補助金
- ・ 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- ・ 電源立地地域対策交付金
- ・ 電源立地等推進対策交付金
- ・ 原子力施設等防災対策等交付金
- ・ 沖縄北部特別振興対策事業費補助金
- ・ 沖縄特別振興対策事業費補助金

【以上措置予定】

[国土交通省]

- ・ 雪寒地域道路事業費補助
- ・ 観光基盤施設整備費補助金
- ・ 地域自立・活性化交付金
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金
- ・ 集落活性化推進事業費補助金
- ・ 防災集団移転促進事業費補助金
- ・ 豪雪地帯対策特別事業費補助金
- ・ まちづくり交付金
- ・ 市街地再開発事業費補助
- ・ 都市再生推進事業費補助
- ・ 都市防災推進事業費補助
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業費補助
- ・ 先導的都市環境形成促進事業費補助金

- ・交通円滑化事業費補助
- ・地域連携推進事業費補助
- ・交通連携推進事業費補助
- ・安全市街地整備道路事業費補助
- ・電線共同溝整備事業費補助
- ・都市再生関連道路交通円滑化事業費補助
- ・道路交通環境改善促進事業費補助
- ・地方道路整備臨時交付金
- ・都市公園事業費補助
- ・都市公園防災事業費補助
- ・古都及緑地保全事業費補助
- ・緑地環境整備総合支援事業費補助
- ・離島振興特別事業費補助金
- ・小笠原諸島振興開発事業費補助
- ・小笠原諸島振興開発費補助金
- ・奄美群島産業振興等補助金
- ・奄美群島振興開発調査費等補助金
- ・都市水環境整備事業費補助
- ・下水道事業費補助
- ・下水道防災事業費補助
- ・下水道水環境保全効果向上推進費補助金
- ・総合流域防災事業費補助
- ・河川総合開発事業費補助
- ・治水ダム建設事業費補助
- ・河川改修費補助
- ・都市河川改修費補助
- ・床上浸水対策特別緊急事業費補助
- ・河川災害復旧等関連緊急事業費補助
- ・河川激甚災害対策特別緊急事業費補助
- ・統合河川環境整備事業費補助
- ・堰堤改良費補助
- ・砂防事業費補助
- ・特定緊急砂防事業費補助
- ・砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助
- ・地すべり対策事業費補助
- ・特定緊急地すべり対策事業費補助
- ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助
- ・急傾斜地崩壊対策事業費補助
- ・海岸保全施設整備事業費補助
- ・海岸環境整備事業費補助
- ・海岸事業費補助
- ・津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助
- ・沿道環境改善事業費補助
- ・交通安全施設等整備事業費補助
- ・道路維持費補助
- ・位置境界不明地域市町村道特別交付金
- ・道路調査費補助
- ・地域再生基盤強化交付金
- ・道路改修等事業費補助金
- ・地域住宅交付金
- ・住宅市街地総合整備事業補助金
- ・街なみ環境整備事業補助金
- ・住宅市街地基盤整備事業補助金

- ・ 21世紀都市居住緊急促進事業補助金
 - ・ 住宅・建築物耐震改修等促進事業補助金
 - ・ 環境共生住宅市街地モデル事業補助金
 - ・ 優良建築物等整備事業補助金
 - ・ 地下高速鉄道整備事業費補助
 - ・ 空港アクセス鉄道等整備事業費補助
 - ・ 外国船舶油等防除対策費補助金
 - ・ 離島航路補助金
 - ・ 港湾改修費補助
 - ・ 港湾環境整備事業費補助
 - ・ 廃棄物処理施設整備事業費補助
 - ・ 海水油濁防止施設整備費補助
 - ・ 港湾機能高度化施設整備費補助
 - ・ みなと振興交付金
 - ・ 港湾施設災害復旧事業費補助
 - ・ 港湾施設災害関連事業費補助
 - ・ 空港整備事業費補助
 - ・ 教育施設等防音工事補助
 - ・ 住宅防音工事補助
 - ・ 周辺環境基盤施設整備事業補助
 - ・ 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金
- 【以上措置予定】

[環境省]

○環境省所管補助金等

- ・ 土壌汚染対策事業費補助金
- ・ 水俣病総合対策費補助金
- ・ 水俣病総合対策施設整備費補助金
- ・ 廃棄物処理等科学研究費補助金
- ・ 環境保全施設整備費補助金
- ・ 廃棄物処理施設整備費補助
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 自然環境整備交付金
- ・ 地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

【以上措置済み（平成20年5月15日付け環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準）】

[防衛省]

- ・ 障害防止対策事業補助金
- ・ 教育施設等騒音防止対策事業補助金
- ・ 特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金※
- ・ 施設周辺整備助成補助金
- ・ 特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金※
- ・ 道路改修等事業費補助金
- ・ 特別行動委員会関係道路改修等事業費補助金※
- ・ 特定防衛施設周辺整備調整交付金
- ・ 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金※
- ・ 沖縄北部特別振興対策事業費補助金
- ・ 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金

（※ 平成20年4月1日をもって、特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金は教育施設等騒音防止対策事業費補助金に、特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金は施設周辺整備助成補助金に、特別行動

委員会関係道路改修等事業費補助金は道路改修等事業費補助金に、特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金は特定防衛施設周辺整備調整交付金に、それぞれ統合)

【以上措置予定】

(注1) 措置状況及び国庫補助金等の名称は、平成20年5月28日現在。今後新設される国庫補助金等や既に交付の終了した国庫補助金等についても、上記に準じて措置。

(注2) 地方自治体には直接関係しないが、今回の改善措置にあたり一括して措置対象とされた国庫補助金等が一部含まれる。

事務・権限の分類（想定される主なもの）		考え方
1 重複型 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	①助成（対民間） 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの	○ すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 ○ 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】
	②調整（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	③広報啓発・相談（対民間） 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
2 分担型 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	①直轄公共事業 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等）	○ 事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの：直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【※の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 ○ 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。
	②許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	○ 複数の地方自治体にまたがる事案を国が分担している場合は、地方自治体の域外規制等による対応を検討。 ○ 上記以外の区分で国と地方が役割分担している場合は、地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
3 関与型 地方自治体への関与等	①許認可・監督（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの	○ 本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。
	②助成（対地方自治体） 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの	
	③調整（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	○ 地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」等（注1参照）】
	④広報啓発・相談（対地方自治体） 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
4 国専担型 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	①許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	○ 地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの：地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
	②保険 公的保険等に関するもの	○ 保険制度（保険者、保険財政等）との関係を踏まえつつ、地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。
	③登記 登記に関するもの	○ 地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。
	④国家試験 国家試験に関するもの	○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、民間委託等を重点的に考慮し、なお直接実施すべきものは原則として本府省で実施。 【※の事由：「統一性」等（注1参照）】
	⑤統計 統計調査に関するもの	
	⑥その他	○ 個別に検討。

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
（直轄公共事業の場合：国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの
（直轄公共事業の場合：先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

- 地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化 等
- 特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。